

令和5年第2回 経済建設委員会会議録

令和5年2月13日

第2委員会室

開 会：午前11時4分

委員長 西尾 努

副委員長 伊藤 勝彦

2番委員 山内 敏敬、3番委員 中嶋 元則（欠席）、4番委員 千藤 安雄、

5番委員 安藤 直実

委員長 ; ただいまから令和5年第2回経済建設委員会を開会いたします。

なお本日の会議に、病気療養のため中嶋元則委員から、欠席する旨届出がありましたので、御了承願います。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は、次第書の順序で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって、簡潔に質疑答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; それでは、「議第2号 財産の処分について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

5番委員。

5番委員 ; はい。何点かありますので順番にいきたいと思います。まず、恵那峡リンクスへ譲渡・売却をするということで、随意契約です。随意契約にする理由を簡潔に説明してください。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 譲渡は、公募方式ではなく「かんぼの宿恵那活用検討委員会」の報告書内で、市からの譲渡先は「かんぼの宿恵那新会社設立検討委員会」が選定した、地元資本による新会社とされていることから、同委員会が選定しました事業者を譲渡先の相手としました。これは地方自治法第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、その性質又は目的が競争入札に適しないものとするときに該当すると判断しております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 次に、恵那峡リンクス株式会社が設立されたということですが、この会社の具体的な目的、どんな事業をやっているのか、社員の数、資本金の額、その他詳細な情報を教えていただきたいと思います。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 2 月 7 日時点で、恵那峡リンクス株式会社の登記簿に記載されている履歴事項全部証明書によると、資本金の額は 4,300 万円、11 人の方々が役員として記載され、地域創生及び地方ブランディングに関する事業を筆頭に、旅館業、温浴施設や飲食店の経営、キャンプ場、オートキャンプ場等の施設運営など 12 の業務を行う会社として、登記されております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 次に、財産の処分の手続きをする場合、規則においては処分理由を記載することになっております。つまり譲渡するときの契約の中に、譲渡の目的ということになるかと思いますが、目的としてはどのような文言で記載をされるのかお尋ねします。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 今回の不動産売買契約書は、不動産売買のトラブル防止のために契約内容を書面化するものですので、譲渡の目的の記載はございません。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; すみません。恵那市の公有財産及び債権の管理に関する規則を見ますと、処分をするときには、処分の理由を契約書に添付して市長の決裁をうけると書いてあるんですが、これは処分の理由を契約書に書かなければいけないということではないんでしょうか。自分はそうに理解しているんですが。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; ただし、目的ではございませんが、第 1 条としましては信義誠実の義務について記載がされておりますので、そういったところで書面化されているということで考えております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; ということは、譲渡する契約書の中には、目的・譲渡する理由を書かなくてもいい
ということですね。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 今回の不動産売買契約書については、先ほども申し上げましたけれども、不動産売
買のトラブル防止のために契約内容を書面化するものですので、譲渡の目的の記載
はございません。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; それでは市から何度も説明いただいている恵那に根をおろした、恵那市ならではの
施設運営をしてくださいという話でしたが、具体的に、恵那に根をおろしたとか、
恵那市ならではの施設運営というのはどういうことか、分かりやすく例えばこうい
うことというように、どういうことなのか教えてください。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 宿泊施設としての利用はもちろんでございますが、市民の方の法事でありますとか、
慶事、地域や事業所の懇親会の場として、生活に近いところで利用してもらえるな
ど、親しまれ続ける恵那に根を下ろした宿泊施設を目指してもらおうということで
ございます。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; すみません。私が一般質問をしたときには、市民の方が法事や慶事に使えるように
だとか、そんなこともおっしゃっていたと思うんですが、そこはどうになりましたか。
それしかないということですか。言い換えるとそれ以外のことはないですか。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; もう一度お答えしますが、宿泊施設としての利用はもちろんであると、市民の方の
法事、慶事、地域や事業所の懇親会の場として、生活に近いところで利用してもら
えるなど、親しまれ続ける恵那に根を下ろした宿泊施設を目指してもらおうというこ
とです。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; そうすると市民の方が利用しやすいようにということだと思うんですが、例えば価
格設定だったり利用料金について、何かこれからお考えがあるのか、市としてどの
ようをお願いしていくのか。していかないのか。その辺何かあれば教えてください。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; そちらの運営につきましては、今後運営をされる会社の方で検討されることとなり

ますので、市としては特にございませぬ。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 新会社の恵那峡リンクス株式会社とホテルを経営する株式会社女将塾は、会社としては別組織だと思います。そうすると、新会社恵那峡リンクス株式会社とホテル会社は、賃貸借仮契約をしたということは全員協議会で聞きましたが、恵那に根をおろした運営をしてくれるということについては、別会社である株式会社女将塾に恵那峡リンクス株式会社がやってくださいと、市もそのつもりなんです、その辺り確約できる保障や根拠はあるんでしょうか。

委員長 ; ちょっといいですか。契約の会社同士の話なので、恵那市がどうだというのはなかなか難しいと思うんですが。

5 番委員 ; すみません。委員長ではなくて課長から答弁をもらいたいです。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 今おっしゃられたような保障とか根拠はございませぬが、株式会社女将塾の運営コンセプトというものがございます。それは、町と共に生きる宿とあり、ホテルを通じてその土地の魅力に触れることで宿泊者の旅を彩り、その土地の新たな拠点、シンボルとして存在感を放ちつつも、まるでずっと前からこの場所にあったかのように町に根差すことを目指します、とあります。そういったことから、検討委員会が示しましたホテル運営がなされるものと考えております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; お願いというか、そういうふうに願っていますという話かなと思います。最後に、以前に日本郵政株式会社がかんぽの宿をたくさん売却した時に、買い取るホテル会社に対して一定期間は転売を禁止しますということで契約されたかと思っています。プレスリリースに書いてあったんですが、今度恵那市が譲渡する契約をするときに、契約書もしくはその他の書類・覚書そういったものに、今言ったような転売禁止といった文言は書いていただけるのか。そこら辺をお聞きます。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 日本郵政株式会社の契約同様、契約書の中で一定期間の転売禁止や用途変更の禁止をうたっております。以上です。

委員長 ; ほかよろしいですか。5 番委員。

5 番委員 ; 一定期間というのは、何年間といわれましたか。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 一定期間です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 一定期間って結構曖昧なんですけど、そこはどのように考えますか。日本郵政株式会社でも、これはちょっと、ごめんなさい、不確かなことをあまり言ってはいけないかもしれませんが、2 年間だとかっていう話をちょっと聞いているんですけども、市として一定期間ということでもいいのかどうか。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 日本郵政株式会社から当市のほうにいただく契約については、5 年ということになっております。従いまして、恵那峡リンクスとの契約についても 5 年ということを示させていただいております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; 5 年間の転売禁止ということですか。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; はい、そうです。その通りです。

委員長 ; ほかによろしいですか。5 番委員。

5 番委員 ; 今かんぽの宿は障がい者の方が車いすで行かれますと、お風呂にリフトのようなものが設置されているそうです。それはもちろん継続されていくということによろしいのでしょうか。もう一つは、障がい者割引というのを現在使われているそうなんです。これは県の補助なのか何かはわかりませんが、これも引き続き継続されるということで理解してよろしいでしょうか。

委員長 ; 観光交流課長。

観光交流課長 ; 施設につきましては、現状のままお渡しすることになりますので、現在リフトがある状態でお渡ししますが、その後の利用については運営会社の判断になるかと思えます。あとは割引につきましても運営会社と割引をしてもらうところとの契約になるかと思えますので、その判断によるものと思えます。以上です。

委員長 ; ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑なしと認め質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論はありませんのでただいまから採決を行います。

「議第 2 号」については、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

全会一致であります。よって「議第2号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和5年第2回経済建設委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 20 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 経済建設委員長 西尾 努